

求人件名	准教授、講師または助教の公募（機械制御工学科）
機関名	佐世保工業高等専門学校
機関URL	https://www.sasebo.ac.jp
部署名	機械制御工学科
求人内容	[機関の説明（募集の背景、機関の詳細、プロジェクトの説明等）] 本校は中学卒業者を対象とした5年制の国立高等教育機関で、その上に2年制の専攻科が設置されている。そのため、教育・研究を行うだけでなく、クラス担任、クラブ活動指導、学寮での宿日直なども行う。（詳細については後段の職務概要参照） [仕事内容] 所 属 : 機械制御工学科 専門分野 : 設計製図分野 または その関連分野 担当科目 : 設計工学、機構学、設計製図（手描き・CAD(SolidWorks) 実技）。その他、機械工学分野の関連科目を担当していただくことがある。このほか、実技科目として実験・実習科目、卒業研究（本科）、特別研究（専攻科）を担当する。 [勤務地住所] 長崎県佐世保市沖新町1番1号 [募集人員] 1名 准教授、講師または助教 [着任時期] 2027年（令和9年）4月1日
研究分野	大分類「ものづくり技術」、小分類「設計工学」
職種	准教授、講師または助教 ※職種は、経歴・業績等を考慮して決定します。
勤務形態	常勤（任期なし）
応募資格	次のいずれにも該当する方 （1）高等専門学校における教育（学級担任、クラブ顧問、学寮での学生指導を含む。）及び、研究に理解と熱意を持って取り組むことができる、心身ともに健康な方。 （2）博士の学位を取得している方（または着任後数年以内に取得が見込まれる方）、または修士の学位を取得し、企業経験がある方。 （3）佐世保市近郊に在住可能な方。
待遇	[給与] 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則による [勤務時間・休日] 原則として、勤務時間は 8:30～17:00（休憩 45 分）、休日は土・日・祝日及び年末年始 ※ただし、本校は1年単位の変形労働時間制を採用しています。 [休暇] 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則による [保険等]

	文部科学省共済組合（健康保険、厚生年金等）、雇用保険、労災保険 [受動喫煙防止対策] 敷地内禁煙
募集期間	2026 年（令和 8 年）10 月 1 日（木）必着
応募・選考・結果 通知・連絡先	[応募書類] （１）履歴書（別紙様式 1） （２）学術研究業績等一覧（別紙様式 2） （３）主要学術研究業績の概要（別紙様式 3） （４）教育等業績一覧（別紙様式 4） （５）実務実績又は社会活動等実績一覧（別紙様式 5） （６）管理運営（学内委員会等）に関する実績一覧（別紙様式 6） （７）工業高等専門学校での教育・研究に対する抱負（別紙様式 7） （８）推薦書（別紙様式 8） （９）選考結果通知用返信用封筒（長 3 サイズで応募者の宛名を記入、切手不要） ※履歴書等の指定様式及び（１）～（８）の記入要領については、本校ホームページに掲載しております。 佐世保高専 HP トップページ> 企業・一般の皆様へ> 教職員公募> 教員公募様式 URL : https://www.sasebo.ac.jp/about-us/recruit/ [応募書類送付先] 〒857-1193 長崎県佐世保市沖新町 1 番 1 号 佐世保工業高等専門学校 総務課 人事係 （注：封筒の表に「機械制御工学科教員応募書類在中」と朱書きし、簡易書留郵便で送付すること。原則として応募書類は返却しません。返却を希望する場合は、返信用封筒（切手貼付）を同封のこと。） [選考内容] 第一次選考 書類審査 第二次選考 第一次選考合格者を対象にプレゼンテーション及び面接等で審査 面接予定日：10 月下旬から 11 月初旬（旅費は応募者負担となります） [連絡先（担当者所属、役職、氏名、e-mail、電話番号）] 佐世保工業高等専門学校 機械制御工学科 機械制御工学科長 森 川 浩 次 e-mail : m-head@sasebo.ac.jp Tel/Fax: 0956-34-8453
備考	（１）本校は男女共同参画を推進しており、業績（教育業績、研究業績、社会的貢献、人物を含む。）の評価において同等と認められる場合には、女性を優先的に採用します。 （２）キャリア形成を支援する観点から、本人の希望により他の国立高等専門学校への人事交流として異動が認められることがあります。 （３）応募者の個人情報、本校の教員採用のためのみに使用するものであり、その他の目的のために使用することはありません。 （４）業務従事に当たっては、令和 8 年 12 月 25 日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6

	年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。
本校の教員が携わる授業以外の職務概要	本校は、本科生約 800 名、専攻科生約 32 名の学生定員を有する高等教育機関です。15 歳から 22 歳まで幅広い年齢層の学生を教育する理由から、本校に勤務する教員の職務は、高等学校または大学の教員の職務とは異なる点があります。本校教員の職務は、教育、研究、学生の指導、そして学校運営など広範に及んでおり、学生の教育と指導に情熱を持って取り組んでいただく必要があります。以下に、本校教員の授業(実験・実習等を含む)以外の職務について、おもな職務概要を記します。 (1) 学級担任 1 クラス約 45 名の学生に対し、勉学・生活指導など学生生活全般にわたるきめ細かな指導を行います。ショートホームルームや放課後の教室清掃の指導のほか、体育祭・文化祭・研修旅行などの各種行事の指導・助言・引率や、学生の悩み・進路などについて学生・保護者に対する個別的な対応を行います。 (2) 学校運営 学校運営などに関わる主事室や委員会があります。学級担任などの職務と兼務あるいは複数の委員会に所属し、委員会の業務を分担して行います。また、主事などの長及びその長を補佐するメンバーとしての職務を担い、学校運営に携わります。 (3) 教育研究と地域貢献 高専の教員は、教育、研究、地域貢献に積極的に取り組み、その成果を積極的に公表するとともに、出前授業、公開講座など地域社会へ貢献することが期待されます。 (4) クラブ指導 ほぼすべての教員が学生の日常的な課外活動、練習試合、合宿などをクラブ顧問教員として指導・管理するのに加え、各種コンテスト・大会において学生指導・引率・運営業務に携わります。 (5) 学寮の宿直 本校の学寮は、学生の生活の場であるとともに教育の場として捉えられています。集団生活を通して学生の人格形成を図るなどの目的から、原則として全教員に学寮の宿日直の業務が割り当てられます。 以上。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

（令和6年法

律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪

又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。